

傍聴人心得

- 1 傍聴席にあつては、次のことを守ってください。
 - (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
 - (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
 - (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気、その他の理由がある場合は議長に申し出てください。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
 - (7) その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等を行うことは禁止されていますので、これらの行為をしないでください。
- 3 秘密会の議決のあったとき、又は議長が退場を命じたときは、傍聴人はすみやかに退場してください。
- 4 傍聴人は、すべて係員の指示に従ってください。
- 5 次に該当する者は、傍聴席に入ることができません。
 - (1) 銃器その他危険なものを持っている者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 異様な服装をしている者
 - (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を持っている者
 - (6) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

以上、議事の運営にご協力ください。